



加工食品業界製配販行動指針（FSP版）の運用について

2023年11月20日に公表した「加工食品業界製配販行動指針（FSP版）」をベースに実態に合わせて定期的に内容を更新する必要がある、運用案について以下の通り。

1. 行動指針の取組み事項に対する各社の実行状況評価方法

①製－配連携(メーカー→卸(小売)拠点)②配販連携(専用DC→小売店舗)③配販連携(卸拠点→小売TC)別に各社の取組み状況を以下の基準に則り評点する。(年1回10月末時点)

1:未着手

2:着手予定

3:対象拠点のうち、一部の拠点で実行済み

4:対象拠点のうち、50%以上の拠点で実行済み

5:対象拠点のうち、全ての拠点で実行済み

2. 取組み事項の内容の更新運用方法

上記 1 の評点を行い各社の取組み状況が**4点以上の項目**は、**もう一段厳しい条件に設定**を行う。

設定条件は毎年1回、協議の上、**合議制で決定**する。

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」 対応の「加工食品業界製配販行動指針」（F S P版）

ガイドライン項目		(内容)	取 組 み 事 項			A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	AVG		
			① 製一配連携（メーカー→卸拠点 （小売DC含む））	② 配一販連携（専用DC →小売店舗）	③ 配一販連携（卸拠点 →小売TC）													
1. 発着荷主共通取組み事項						①評価												
実施が 必要な 事項	■物流業務の効率化・合理化																	
	①荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握	入出荷に係る荷待ち・荷役作業等にかかる時間を把握する	発着荷主双方で、荷待ち、荷役作業の実態を把握する 原則すべての拠点を把握する（日別、納品先別、時間、業務内容等）			4	3	4	4	3.1	4	4	4	4	4	3.8		
	②荷待ち・荷役作業時間 「2時間以内」ルール	・物流事業者に対し、長時間の荷待ちや運送契約にない荷役作業等を させてはならない。 ・荷待ち荷役作業等にかかる時間が2時間以内となっている荷主は、目 標1時間以内としつつ、更なる時間短縮に努める	（ゼロステップ） 附帯作業の定義（認識）を発着荷主・物流事業者で合わせる （第一ステップ） 発着荷主それぞれの拠点で恒常的に2時間以上の荷待ち・荷役作業時間が発生している場合 は、発・着・物が連携して、時間短縮を図る （第二ステップ） 1時間以内を目指す			4	3	3	3	3.0	3	4	3	4	4	3.4		
	③物流管理統括者の選定	物流業務を統括する者（役員等）を選任し、物流の適正化・生産性 向上に向け他部門との交渉・調整を行う	社内および社外に対して実効性を発揮する責任者を選任し、物流適正化・生産性向上を主導する			5	1	5	5	2.8	2	5	5	2	5	3.8		
	④物流の改善提案と協力	・商取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討・改善する ・荷待ち時間や附帯作業の合理化要請があった場合は、真摯に協議に応じ自ら も積極的に提案する	各会議体（FSP、日食協物流問題研究会、SM物流研究会、SBM会議等）において情報を共有し、引き続き検 討・改善を図る また、関連する業界・団体・企業に広く情報発信し、活動の推進・拡大を図る			4	3	4	3	3.3	3	4	4	3	2	3.3		
	■運送契約の適正化																	
	⑤運送契約の書面化	運送契約は書面または電磁的方法を原則	運送事業者と契約書・覚書を適切に締結する															
	⑥荷役作業等にかかる対価	・荷主は運転者が行う荷役作業料等を支払う者を明確化し、物流事業 者に適正な料金を支払う ・自ら運送契約を行わない荷主事業者においても同様	物流事業者に適正に荷役作業料等が支払わ れるよう、発着荷主は真摯に協力する	契約した業務範囲外の荷役作業は、発着荷主で作業確認を行い 適正料金を支払う														
	⑦運賃と料金の別建て契約	運送の対価である「運賃」と、運送以外の役務等の対価である「料金」は 別建てで契約を原則とする	発着荷主、物流事業者間で協議し、「料金」 の詳細を定め、これを支払う	発着荷主、物流事業者間で運送以外の役務を要する事項は、契 約書に明文化し、これを支払う														
	⑧燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映	物流事業者から燃料サーチャージ、燃料費上昇、高速道路料金実費の 料金反映を求められた場合は、適切に転嫁する	物流事業者から燃料サーチャージ、燃料費上昇、高速道路料金実費の料金反映を求められた場合は、協議の上、 改定内容を契約書に明文化し、適正料金を支払う															
⑨下請取引の適正化	元請事業者が下請に出す場合、⑤～⑧の対応を求めるとともに、特段 の事情なく多重下請が発生しないよう留意する	下請状況の実態を把握する																
■輸送・荷役作業等の安全の確保																		
⑩異常気象時等の運行の中止・中断等	異常気象が発生または発生見込みの場合は無理な運送依頼を行わな い、物流事業者が運行中止を判断した場合はこれを尊重する		異常気象が発生または発生見込みの場合は無理な運送依頼を行わない、物流事業者が運行中止を判断した場合は これを尊重する															
実施が 推奨さ れる事項	■物流業務の効率化・合理化																	
	⑪予約受付システムの導入	システムを導入し、荷待ち時間を削減する	待機削減効果が見込まれる場合は導入を進 め、個別に生じる課題は、協議解決を図る			待機削減効果が見込まれる場 合は導入を進め、個別に生じる 課題は、協議解決を図る	3	3	3	3	3.2	3	4	3	3	4	3.2	
	⑫パレット等の活用	パレット等の活用について提案があった場合には協議に応じ、積極的な 活用を検討する	T-11型プラスチックパレット、ビールパレット等を 標準とし、パレット納品を推進する			T-11型プラスチックパレットを標 準とし、レンタルパレットでの納品 も含め推進する	3	3	3	3	3	2.6	3	4	5	3	4	3.4
	⑬入出荷業務の効率化に資する機材等の配置	・適正な数のフォークリフトや作業員等、荷役に必要な機材・人員を配置 する ・入出荷業務の効率化を進めるためデジタル化・自動化・機械化に取組 む	・着荷主は、フォークリフトや作業員の不足により 作業が遅れないよう適切な措置を取る ・納品伝票電子化の実現に取組む			・一定数量以上の納品は、手荷 ふしから搬送仕客への積付け納 品に切替を推進する ・伝票レスと受領データを推進す る	3	3	3	3	3	3.1	3	3	4	3	4	3.2
	⑭検品の効率化・検品水準の適正化	検品の効率化・適正化を推進し、返品に伴う輸送や検品時間を削減する	SKU特性（出荷量、在庫量）に応じた出荷単位を設定し、検品頻度を削減する ASNを活用した検品レスの実現に取り組む			3	3	3	3	2.5	3	3	4	2	2	2.9		
	⑮物流システムや資機材（パレット等）の標準化	データシステムの仕様やパレットの規格等について標準化を推進する	・T-11型プラスチックパレット、ビールパレット等 を標準とし、パレット納品を推進する ・標準化された納品伝票電子化の実現に取組 む	・T-11型プラスチックパレットを標準とし、レンタルパレットでの納品も 含め推進する ・伝票レスと受領データを推進する		3	3	3	3	5	3.3	3	4	4	3	3	3.4	
	⑯輸送方法・輸送場所の変更による輸送距離の短縮	幹線輸送と集荷配送の分離、集荷・配送先の集約等を実施する	着荷主と先行在庫、マザーセンター化を検討す る	店舗配送を効率化する手段とし て、サテライト拠点からの店舗配 送を検討する		得意先センターから距離が近い 卸と同屋もしくは共同物流を検 討する	3	3	2	3	2.6	2	3	3	3	2	2.7	
	⑰共同輸配送の推進等による積載率の向上	他に荷主との連携や積合せ輸送の実施により、積載率を向上する	・車両の相互活用を検討する ・共同荷主の配送条件の調整を行う（リードタイムや納品時間・曜日等）	エリア・方面別に共同店舗配送を 検討する		・納品先センターより引取り物流 を推進する ・他企業との共同TCセンター・店 舗配送を検討する	3	3	3	3	3.0	-	3	3	3	4	3.1	
	■運送契約の適正化																	
	⑱物流事業者との協議	運送契約の条件に関して、積極的に協議の場を設ける	最低限年1回は物流事業者との契約条件に関する協議機会を設ける															
⑲高速道路の利用	拘束時間削減のため、高速道路を積極的に利用する	拘束時間の短縮が見込める際は、配送ルート 再設定を検討する	拘束時間の短縮が見込める際は、 店着時間の変更と配送ルート再 設定を検討する		納品先センターとの指定着荷時 間から、計画的な高速道路利 用を検討する													
⑳運送契約の相手方の選定	物流事業者の選定にあたり、法令遵守状況や、働き方改革・安全性向 上への取組みを考慮する	物流事業者の法令遵守状況や、安全性向上への取組みを定期的に共有する場を設ける																
■輸送・荷役作業の安全の確保																		
㉑荷役作業時の安全対策	労災の発生を防止するための対策を講じるとともに、事故が発生した場合の賠償責任を明確化する	納品現場の安全確認を行い、必要に応じて改善を行う				4	4	4	5	4.4	4	4	4	4	3	4.0		
2. 発着荷主としての取組み事項						メーカーとして対応する事項	センター運営者として対応する事項		納入ベンダーとして対応する事項									
実施が 必要な 事項	■物流業務の効率化・合理化																	
	①出荷に合わせた生産・荷造り等の標準化	出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷役時間を短縮する	出荷の庫内業務と配送業務の引き渡しルール化により、相互に負荷が偏らない運用を構築する															
	②運送を考慮した出荷予定時刻の設定	運転者が適切に休憩を取れるよう出荷予定時刻を設定する	1日の拘束時間と翌日運行開始までの休憩時間を考慮した配送ダイヤグラムを設定する															
	■物流業務の効率化・合理化																	
	③出荷情報等の事前提供	物流事業者や着荷主の準備時間を確保するため、出荷情報等を早期に（可能な限り出荷の前日以前に）提供する。	・適切なリードタイム確保によって、必要な車両 数を事前に物流事業者に案内する ・入荷予約システム運用拠点は、前日までに納品 予定台数の予約を行う															
	④物流コストの可視化	着荷主との商取引において、基準となる物流サービス水準を明確化し、サービスの高低に応じてコストを上下させるメニュープライシング等の取組みを実施し、物流効率に配慮した発注を促す	「基準となる物流サービス水準の明確化」と「サービスに応じたコスト設定」につき、真摯に協議する（「物流事業者への還元」を原則とする）															
	⑤発着主側の施設の改善	物流施設の集約、新增設、レイアウト変更等必要な改善を実施する	出荷準備、回収品の配置に十分なスペースを確保する															
	⑥混雑時を避けた出荷	渋滞や混雑を避け、出荷時間を分散させる	着荷主と協議し、効率化を検討する															
	⑦発送量の適正化	日内・曜日・月変動の平準化や、隔日配送化・定曜日配送化等の納品日集約等を通して発送量を適正化する	着荷主と協議し、納品量と頻度の適正化を検討する															
	3. 着荷主としての取組み事項						受け入れるセンター側として対応する事項	小売業店舗として対応する事項		小売業TCセンターとして対応する事項								
実施が 必要な 事項	■物流業務の効率化・合理化																	
	①納品リードタイムの確保	輸送手段の選択枝を増やすために、納品リードタイムを十分に確保する	「納品日 前々日の午後1時発注締め」を早期に実現し、最終的に「午後3時発注締め」を目標とする	「定番発注の卸受領時刻は納品日 前日午前12時まで」「特売・新製品発注の卸受領日は納品日6営業日前まで」など、納品リードタイムを十分に確保したうえで、相対で定める		3	3	3	3	3.4	3	3	4	3	3	3.1		
	■物流業務の効率化・合理化																	
	②発注の適正化	日内（朝納品の集中）・曜日・月変動の平準化や、適正量の在庫の保有・発注の大口化等を通して発注を適正化する。取引先がメニュープライシングを用意している場合はそれを活用する	発着荷主と協議し、納品量と頻度の適正化を検討する			3	3	3	3	4	3.8	3	3	3	3	3	3.2	
	③着荷主側の施設の改善	物流施設の集約、新增設、レイアウト変更等必要な改善を実施する	物量に応じた必要な接収可能バス数の設定を	物量、納品単格に応じた必要な荷受け場所の改善を行う		3	3	3	3	3	3.3	3	3	4	3	3	3.1	
	④混雑時を避けた納品	渋滞や混雑を避け、納品時間を分散させる	発着荷主と協議し、効率化を検討する			3	3	3	3	3	2.8	3	3	3	3	2	2.9	
	⑤巡回集荷（ミルクラン方式）	着荷主が車両を手配し、巡回して集荷する方がより効率的となる場合は、発着荷主と合意の上導入する	車両の相互活用、引取り物流を検討する			3	3	3	3	3	2.4	3	3	3	3	4	3.0	
	5. 業界特性に応じた独自の取組み																	
	①賞味期限の年月表示化	・賞味期間1年以上商品の早期賞味期間延長・年月表示化を実現する ・1年未満商品の年月化も検討する			賞味期間180日以上以上の加工食品については、 製配間の納品頻度は「原則2/3頻し」を推進する	3	3	5	3	3.4	3	4	3	3	3	3.3		
	②「1/2ルール」の完全実施	E D I 受発注を推進する			・流通 B M S 受発注を推進する ・伝票レス納品を推進する	4	3	4	4	3.6	3	4	4	3	4	3.7		
③ E D I の推進																		